

長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）に基づく、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）の実施に係る助成金の交付に関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 助成金を受けることができる団体は、市内において次条に定める対象事業を実施する、社会福祉法人、NPO法人等、子育て支援に関する実績を有する法人その他の団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

（対象事業）

第3条 事業実施団体は、次の各号に掲げる基本事業を全て実施しなければならない。ただし、営利活動又は政治活動若しくは宗教活動を主たる目的とする事業は除くものとする。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

地域の子育て家庭の親及び概ね3歳未満の子ども（以下「子育て親子」という。）が気軽にかつ自由に利用できる場の設置や子育て親子間の交流を深める取組み等の地域支援活動を実施するもの。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助を実施するもの。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供するもの。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施するもの。

2 事業実施団体が前項の事業に加えて、地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための次の各号に掲げるいずれかの取組を実施する

場合においては、加算の対象とする。ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

3 事業実施団体が、第1項の事業に加えて、市からの委託等により、子育て支援活動を図ることを目的として次の各号に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施する場合においては、これを加算の対象とする。

- (1) 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を活用した一時預かり事業（児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた
- (2) 拠点施設の開設場所を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業
- (3) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）、養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施又は子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項）
- (4) その他拠点施設を拠点とした市独自の子育て支援事業
- (5) 親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）
- (6) 多胎児家庭向けの支援（訪問支援又は外出支援）及び多胎児家庭向けの講習会等（相談、情報提供又は講習会）

4 事業実施団体が、第1項の事業に加えて、市からの委託等により、児童虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備するため、拠点施設において、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知。）に定める取組を実施する場合においては、加算の対象とする。

（実施の要件）

第4条 事業実施団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実施場所

地域子育て支援センター事業（以下「センター事業」という。）は、子育て親子が集うのに適した場所（公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室等を含む。）であり、拠点となる場所を定めること。

(2) 実施場所の広さ

実施場所は、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても支障がない程度以上の広さを有すること。

(3) 設備の設置

実施場所には、授乳コーナー、流し台、トイレ、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること。

(4) 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

(5) 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のあるものであって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

（留意事項）

第5条 事業の実施については、次の各号に定めるところに留意するものとする。

(1) 個人情報の保護

事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その事業を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(2) 研修会等への参加

事業実施団体は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。

また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(3) 子育てサークルやボランティア等の協力

事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。

(4) 事業の広報

事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。

(5) 他の子育て支援関係機関・団体との連携

事業の実施に当たっては、近隣地域の関係機関と互いに連携・協力し、情報の交換・

共有を行うよう努めること

(6) 他機関との連携

事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員（主任児童委員）、その他の児童福祉施設、幼稚園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

（助成金の使途）

第6条 助成金は、センター事業の設立及び運営に係る経費に充てなければならない。

（助成限度額）

第7条 助成限度額は、センター事業1か所につき、当該会計年度における事業実施内容により、別表に定めるとおりとする。

- 2 年度途中からの事業実施については、当該実施月からを対象とし、開設日数ごとの助成限度額及び加算額を12で除して得た額にそれぞれの実施月数を乗じて得た額とする。ただし、開設日が月の途中の場合にあっては、最初の助成月額、助成限度額及び加算額を12で除した額の2分の1とする。なお、千円未満の額が生じた場合は、切り捨てる。

（助成金額）

第8条 助成額は、前条に定める限度額を上限とし、事業に要した総経費額から利用料、寄附金、助成金（この要綱に基づく助成金を除く。）等の収入を控除した額とする。

（申請手続等）

第9条 助成金の交付を希望する事業実施団体は、長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）助成金交付申請書（別記様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添えて4月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度途中に事業を開始する場合は、その都度市長が定める日とする。

- (1) センター事業設立及び運営計画書（別記様式第2号）
- (2) センター事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業実施団体調書（申請団体の子育て支援の分野における活動状況等が分かるもの（別記様式第4号））
- (4) 申請団体の従業員数、資本金額、その他経営状況が分かるもの

（助成金交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容等を審査した上で、予算の範囲内で当該会計年度の助成団体を決定する。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）助成金交付（却下）決定通知書（別記様式第5号）により、助成金の交付を決定した団体（以下「助成金交付団体」という。）に通知する。

（助成金の請求及び支払）

第11条 市長は、事業の施行前又は施行中に助成金の一部又は全部を概算交付すること

ができる。

- 2 前項の規定により概算交付を受けようとする者は、長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）助成金概算交付請求書（別記様式第6号）に前条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（事業の遂行）

- 第12条 助成金交付団体は、助成金等の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って助成金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

（事業計画の変更及び承認）

- 第13条 第10条の規定による助成金の決定を受けた助成金交付団体が、事業計画の変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（事業実績報告）

- 第14条 助成金交付団体は、助成事業完了後、長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）実績報告書（別記様式第9号）を作成し、10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) センター事業設立及び運営実績報告書（別記様式第10号）
- (2) センター事業収支決算書（別記様式第11号）

（助成金の確定通知）

- 第15条 市長は、助成事業の完了後、事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき助成金額を確定し、長岡京市地域子育て支援センター事業（民間型）助成金確定通知書（別記様式第12号）により、当該助成金交付団体に通知するものとする。

（是正措置）

- 第16条 市長は、助成事業の完了後、事業実績報告書を受けた場合において、その報告にかかる助成事業の成果が助成事業等の交付条件等に適合しないと認めるときは、その助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該助成金交付団体に対して命ずることができる。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

- 第17条 市長は、助成金の交付を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてこの返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金交付申請書の内容と事業実績報告書の内容が著しく異なったとき。

(3) 助成金の算定基礎となった実施予定期間の途中で事業を廃止したとき。

(4) 不正の手段をもって助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、第 11 条の規定により助成金の交付を受けた場合において、助成金交付済額が実績報告に基づく必要な助成額を超えたときは、その差額を返還させることができる。
(延滞金)

第 18 条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該助成金交付団体に対し、長岡京市補助金等交付規則第 15 条の規定を適用するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	内 容	助成限度額
1 基本分	週 3 ～ 4 日開設	年額 4, 5 0 5 千円
	週 5 日開設	年額 5, 3 5 3 千円

	週6～7日開設	年額 6, 201千円
2 加算分	第3条第2項の取組	年額 1, 646千円
	第3条第3項第1号～4号1つ取組	年額 690千円
	第3条第3項第1号～4号2つ取組	年額 1, 380千円
	第3条第3項第1号～4号3つ取組	年額 2, 070千円
	第3条第3項第1号～4号4つ取組	年額 2, 760千円
	第3条第3項第5号取組	1クール※1 100千円
	第3条第3項第6号取組	年額 100千円
	第3条第4項取組	年額 315千円
	設備等の設置のうち、市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める額

※1 4回連続講座の実施を1クールとする